

使用料規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社イーライセンス（以下「甲」と略する。）が、甲の名にて、委託者の計算で、利用者との間で締結した、取次による音楽著作権の利用許諾契約について、その使用料を定めることを目的とするものである。

(定義)

第2条 本規程において、各用語の意義は、次のとおりとする。

「レコードに関する利用許諾」とは、蓄音機用音盤、録音テープ、その他の記憶媒体など音を固定するもの（なお、オルゴールも含むものとする。）に著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、 に該当するものは除く。

「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオテープ、ビデオディスクなど音をもつばら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、 、
又は に該当するものは除く。

「インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾」とは、CD-ROM、DVD-ROM、その他の記憶媒体などに、総再生時間が特定できない形態で、画像、文字などとともに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、 に該当するものは除く。

「ゲームソフトに関する利用許諾」とは、ゲームに供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。

「映画録音に関する利用許諾」とは、映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した映像とともに著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。

「コマーシャル送信用録音に関する利用許諾」とは、放送、有線放送又はインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布若しくは譲渡することの許諾をいう。

「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、又は公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいう。ただし、 に該当するものは除く。

「放送に関する利用許諾」とは、放送及び当該放送用の録音に著作物を利用することの許諾をいう。ただし、 に該当するものは除く。

「有線放送に関する利用許諾」とは、有線放送及び当該有線放送用の録音

に著作物を利用することの許諾をいう。ただし、 に該当するものは除く。

「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。

「貸与に関する利用許諾」とは、商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいう。

「業務用通信カラオケに関する利用許諾」とは、放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設又は社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定することの許諾をいう。

(利用許諾の区分)

第3条 著作物の利用許諾は、次の区分によるものとする。

- レコードに関する利用許諾
- ビデオグラムに関する利用許諾
- インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾
- ゲームソフトに関する利用許諾
- 映画録音に関する利用許諾
- コマーシャル送信用録音に関する利用許諾
- インタラクティブ配信に関する利用許諾
- 放送に関する利用許諾
- 有線放送に関する利用許諾
- 出版に関する利用許諾
- 貸与に関する利用許諾
- 業務用通信カラオケに関する利用許諾

(レコードに関する利用許諾)

第4条 レコードに関する利用許諾の使用料は、レコード1枚著作物1曲(なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。)につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

市販用のレコード

(1) レコードに定価が明示ある場合

レコードの定価(消費税額を含まないもの。)の6%を、そのレコードに含まれている著作物数で除した額又は7円90銭のいずれか多い額

とする。

(2) レコードに定価の明示がない場合

著作物1曲につき7円90銭とする。

その他のレコード

以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物1曲につき7円90銭以内の額とする。

2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。

歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

(ビデオグラムに関する利用許諾)

第5条 ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1本につき、著作物の利用時間1分までごとに、次により算出した金額又は3円50銭のいずれが多い額に、消費税相当額を加算した額とする。

ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

市販用のビデオグラム

当該ビデオグラムの
小売価格 (消費税額を含まないもの) $\times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間(註1)}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間(註2)}}{\text{著作物の累計利用時間(註3)}}$

(註1)「総再生時間」とは、当該ビデオグラムの再生に要する時間(1分未満を切上げ)をいう。

(註2)「著作物の合計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物の利用時間をそのまま合計し、1分未満を切上げたものをいう。

(註3)「著作物の累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したものをいう。

劇場用映画のビデオグラム

の規程にかかわらず、劇場用映画(テレビドラマ、テレビ映画を含む)をビデオグラムとして複製する場合の使用料は、音楽を主体とするものを除き、ビデオグラム1本につき、ビデオグラムの小売価格(消費税額を含まないもの。)に1.75%を乗じた額とする。

その他のビデオグラム

および 以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物の利用時間1分ごとに3円50銭とする。

2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。

歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

(インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾)

第6条 インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾の使用料は、インタラクティブ・パッケージ1枚の著作物1曲(なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。)につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

ただし、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

市販用インタラクティブ・パッケージ製品

(1) 製品記載価格のあるもの

インタラクティブ・パッケージの製品記載価格(消費税額を含まないもの。)の4%を、そのインタラクティブ・パッケージに含まれている著作物数で除した額又は5円のいずれか多い額とする。

(2) 製品記載価格のないもの

インタラクティブ・パッケージの卸価格の4%を、そのインタラクティブ・パッケージに含まれている著作物数で除した額又は5円のいずれか多い額とする。

その他のインタラクティブ・パッケージ製品

以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物の使用時間1分毎に5円以内の額とする。

2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。

歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

(ゲームソフトに関する利用許諾)

第7条 ゲームソフトに関する利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

ただし、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

市販用ゲームソフト製品

ゲームソフトの製品記載価格の有無にかかわらず、ゲームソフト1個につき、著作物の使用時間1分まで毎に3円50銭を乗じた額とする。

その他のゲームソフト製品

以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、ゲームソフト1個につき、著作物の使用時間1分まで毎に3円50銭以内の額とする。

2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されて

いない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。

歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

(インタラクティブ配信に関する利用許諾)

第8条 インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

ただし、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウンロード配信サービスによって、これをリクエストした受信者にダウンロード配信するときは、著作物1曲につき、以下のとおり使用料を定めるものとする。

- (1) 情報料がある場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は6円50銭のいずれか多い額を乗じた額とする。
- (2) 情報料がなく、広告料等の収入がある場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たり5円50銭を乗じた額とする。
- (3) 情報料、広告料等の収入がない場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たり4円70銭を乗じた額とする。
- (4) ただし、受信先において当該曲データの回数等に制限があるときは、(1)(2)および(3)に定める6円50銭、5円50銭、4円70銭をそれぞれ次のとおり読み替えるものとする。
 - (ア)再生可能回数に10回までの範囲で制限があるものは「3円85銭」。
 - (イ)再生可能期間に10日までの範囲で制限があるものは「3円85銭」。
 - (ウ)携帯電話、PHS等電話機のための着信音再生専用データであって、総再生時間が1曲当たり45秒以内の着信音再生専用データのものは「4円70銭」。但し、受信した電話機から他の機器への転送、複製が可能なものを除く。
- (5) 携帯電話、PHS等電話機のための着信音再生専用データであって、メドレー(1リクエストによりダウンロードされる着信音再生専用データが、複数の著作物(甲に管理委託されていない著作物が含まれる場合を含む)のみで構成される場合)による利用の場合、1リクエスト中の甲の管理する著作物につき、以下のとおり使用料を定めるものとする。但し、受信した電話機から他の機器への転送、複製が可能なものを除く。
 - (ア)情報料の有無にかかわらず、総再生時間が45秒以内であって、かつ、当該メドレーに含まれる甲に管理委託されている著作物がある場合、甲の管理する著作物1曲当たり2円40銭とする。
 - (イ)情報料の有無にかかわらず、総再生時間が45秒を超え、1分30秒以内である場合であって、かつ、当該メドレーに含まれる甲に管理委託

されている著作物がある場合、甲の管理する著作物1曲当たり3円30銭とする。

(6) ダウンロード配信される音楽以外の著作物において、音楽著作物が利用されている場合、著作物1曲につき、以下のとおり使用料を定めるものとする。

(ア) 情報料がある場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は5円90銭のいずれか多い額を乗じた額とする。

(イ) 情報料がなく、広告料等の収入がある場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たり5円を乗じた額とする。

(ウ) 情報料、広告料等の収入がない場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たり4円30銭を乗じた額とする。

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ストリーミング配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリーミング配信するとき。

(1) 情報料、広告料等の収入がある場合で、著作物毎のリクエスト数の使用実績記録のある場合は、1番組当たり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額、又は月額1,000円のいずれか多い額を、月額の使用料とする。

(2) 情報料、広告料等の収入がある場合で、著作物毎のリクエスト数の使用実績記録のない場合は、1番組当たり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額又は月額1,000円のいずれか多い額を、月額の使用料とする。

(3) 情報料、広告料等の収入がない場合で、著作物毎のリクエスト数の使用実績記録のある場合は、1番組当たり、月額1,000円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額とする。

(4) 情報料、広告料等の収入がない場合で、著作物毎のリクエスト数の使用実績記録のない場合は、1番組当たり、月額1,000円とする。

(5) ストリーミング配信される音楽以外の著作物において、音楽著作物が利用されている場合、著作物1曲につき、(1)(2)(3)および(4)に定める使用料の3/4とする。

(6) リングバックトーン(発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音)による利用の場合であって総再生時間が1曲当たり45秒以内の再生専用データのものは、当該著作物の登録設定回数に1曲1設定当たりの情報料の4.5%又は2

円50銭のいずれか多い額を乗じた額とする。但し、受信した電話機から他の機器への転送、複製が可能なものを除く。

前項のサービスのうち、歌詞・楽譜等可視的利用の場合

(1) ダウンロード形式または、データを受信側のプリンターで印刷することが可能なストリーム形式の場合

(ア) 情報料がある場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエストあたりの情報料の9%または、9円のいずれか多い額を乗じた額とする。

(イ) 情報料がなく、広告料等収入がある場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たり6円を乗じた額とする。

(ウ) 情報料、広告料等の収入がない場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たり5円を乗じた額とする。

(2) データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合は、当分の間 (1)(2)(3)および(4)の規定を適用するものとする。

2 インタラクティブ配信については、さらに以下の事項を定めるものとする。著作物の利用時間(受信者に配信した著作物の再生時間)にかかわらず、楽曲を配信した場合は1曲とし、歌詞のみ、楽譜のみを配信した場合は0.5曲とする。

「広告料等の収入」とは、インタラクティブ配信から直接得られる広告料やスポンサー料等、いずれの名義をもってするかを問わず、情報料以外に得る収入をいう。

「番組」とは、1ホームページ(記載されている情報について1運営主体が責任を有する範囲のものをいう。)において、単独のサービスとして一般に認識される単位をいう。

歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。

歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

次のいずれかに該当する試聴を、情報料を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が1曲当たり45秒以内であることを条件に、使用料を免除することができる。但し、ダウンロード形式による場合は、当該著作物データの再生可能回数が3回以内であることを要する。

(ア) レコード等の製作又は販売事業者が、当該レコード等の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合

(イ) 委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合

第8条1項 から にかかわらず、コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式またはダウンロード形式により配信する場合で、

使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。

(映画録音に関する利用許諾)

第 9 条 映画録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

(コマーシャル送信用録音に関する利用許諾)

第 10 条 コマーシャル送信用録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

(放送に関する利用許諾)

第 11 条 放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める年間の包括利用許諾契約における使用料額、または、1 曲 1 回の利用につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

全国放送について

(1) 利用時間 5 分まで 60,000 円

(2) 利用時間 5 分までを超えるごと 60,000 円

放送される地域が限定されている放送について

放送される地域の受信世帯数を勘案し、 の使用料額を減額することができる。

- 2 日本放送協会が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に 1.5% 以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。
- 3 地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に 1.5% 以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。この場合、一般放送事業者をもって構成され、かつ、各構成員の 1 年間の使用料額を包括的に決定することについて構成員の委任を受けている団体がある場合には、当該団体が定めた各構成員の使用料額の総額が、本項第一文の規定を適用した場合の各構成員の使用料額の合算額と同じ額になる場合に限り、当該団体が定めた額を各構成員が支払うべき 1 年間の使用料額とすることができる。ただし、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、本項第一文の規定は適用しないものとし、当該放送事業者と協議の上、その放送事業収入相当額を算出するものとする。なお、コミュニティ放送局の使用料については、本項第一文の範囲内で、別途当該放送事業者と協議の上定める。
- 4 衛星放送を行う一般放送事業者（受託放送事業者を除く）が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの放送事業収入に

下記 の使用料率以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。ただし、当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とする。また、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないときは、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定する。何れの場合においても、算出した額が下記の使用料額を下回るときは、下記 の使用料額（当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分して算出した額）を年額使用料とする。また、新設局の開局年度の使用料は、下記 の使用料額を適用して算定するものとし、この場合において放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数に応じて下記 の使用料額を減額することができる。

主として音楽番組のチャンネル	2.25%
総合編成のチャンネル	1.5%
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%
主として音楽番組のチャンネル	5,000,000円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額
総合編成のチャンネル	3,000,000円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額
ニュース・スポーツ等のチャンネル	1,500,000円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額

5 放送大学学園が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議の上定める。

6 3の規定を適用する場合で、著作物を商業音楽として放送する場合（自己の放送のために、自己の手段によって制作した商業音楽に著作物を利用する場合を除く）、当該放送にかかる使用料は3の規定により算定された年額使用料に含まれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、以下の使用料額を適用する。なお、一般放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議の上定める。また、同一の商業音楽を継続反復して放送する場合は、その使用料を利用者と協議の上減額することができる。

類別	ラジオ商業音楽	テレビ商業音楽
第1類	6,000円	12,000円
第2類	4,200円	8,400円
第3類	3,600円	7,200円
第4類	2,400円	4,800円
第5類	1,800円	3,600円
第6類	1,500円	3,000円

- 7 1の規定を適用する場合で、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくは甲の管理外の場合、又は歌詞が甲の管理外の場合、それぞれ1曲の使用料の6/12の額とする。

(有線放送に関する利用許諾)

第12条 有線放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とする。

- 2 音楽の提供を主たる目的とする有線放送事業者が有線放送に著作物を利用する場合の使用料は、当該事業者の営業収入(加入料金収入(消費税額を含まないもの)をいう。)に2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。
- 3 有線テレビジョン放送事業者(以下「CATV事業者」という。)が、有線テレビジョン放送に著作物を利用する場合の使用料は、次のとおりとする。ただし、当該年度の前年度における有線放送する期間が1年に満たないときは、有線放送する月数に応じて使用料額を減額することができる。

年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

- (1) 有線放送事業収入がある場合の年額使用料は、当該年度の前年度における有線放送事業収入に2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額が下記(2)の額を下回る場合は、下記(2)の額とする。また、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該CATV事業者と協議の上、下記(2)の範囲内で使用料額を算出するものとする。
- (2) 有線放送事業収入がない場合の年額使用料は次の区分に定める額とする。

受信契約世帯1,000世帯まで	30,000円
3,000世帯まで	50,000円
5,000世帯まで	80,000円
10,000世帯まで	100,000円
10,000世帯を超える場合	受信契約世帯数に10円を乗じて得た額

年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法毎に1曲1回の利用につき、それぞれ下記の使用料額を適用する。ただし、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくは甲の管理外の場合、又は歌詞が甲の管理外の場合、それぞれ1曲1回の使用料の6/12の額とする。

1 曲 1 回の C A T V 放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1, 0 0 0 世帯 ごと 1, 0 0 0 円
利用時間 5 分を超えるごと	受信契約世帯 1, 0 0 0 世帯 ごと 1, 0 0 0 円

(出版に関する利用許諾)

第 1 3 条 出版に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とする。

2 書籍

楽譜集など書籍の内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価（消費税額を含まないもの）の 1 0 % に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、書籍に利用される著作物の一部が甲の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する甲の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。なお、書籍に定価がない場合の使用料は、4 の規定によるものとする。

以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により 1 曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

500部 まで	1000部 まで	1,500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部 を超える 場合
250円	500円	750円	1,000円	1,200円	2,500円	5,000円	7,000円

3 雑誌、新聞

雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により 1 曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする

10,000部 まで	50,000部 まで	100,000部 まで	300,000部 まで	500,000部 まで	1,000,000 部まで	1,000,000 部を超える 場合
5,100円	10,200円	13,600円	17,000円	25,500円	34,000円	51,000円

4 その他の出版物等

ピースなど 1 又は 2 以外の出版物で、その内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該出版物の定価（消費税額を含まないもの）の 1 0 % に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、出版物に利用される著作物の一部が甲の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する甲の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。なお、出版物に定価がない

場合の使用料は、 の規定によるものとする。

以外の出版物又はのれん、手拭、茶碗などの物品の場合の使用料は、その発行部数又は製作部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。ただし、歌碑、パネル、ポスターなど公衆に展示又は掲示されることを主たる目的とするもの場合は、その製作部数のいかにかわらず、1曲につき歌詞、楽曲それぞれ18,000円とする。

500部 まで	1000部 まで	1,500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部 を超える 場合
375円	750円	1,125円	1,500円	1,800円	3,750円	7,500円	10,500円

5 2 及び4 の但し書の規定にかかわらず、ある著作物の占める頁数が他の著作物の占める頁数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占める頁数に対する甲の管理する著作物の占める頁数との比率により算出することができる。

6 学術専門書・誌で発行部数が少数のものに著作物を利用する場合は、本規定により算出した金額から20%を限度として減額することができる。

(貸与に関する利用許諾)

第14条 貸与に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とする。

2 商業用レコードを公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、レコード1枚(本)1回の貸与につき以下のとおりとする。

商業用レコードに定価が明示ある場合

商業用レコードの定価(消費税額を含まないもの)の6%を、そのレコードに含まれている全著作物数(甲に管理委託されていない著作物を含む)で除した額又は7円90銭のいずれか多い額に、そのレコードに含まれている甲の管理する著作物数を乗じた額(歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする)とする。

商業用レコードに定価の明示がない場合

著作物1曲につき下記使用料額をその商業用レコードに含まれている著作物数(甲に管理委託されていない著作物を含む)で除した額又は7円90銭のいずれか多い額に、そのレコードに含まれている甲の管理する著作物数を乗じた額(歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする)とする。

類別	使用料額
シングル盤（シングルCDを含む）	15円
コンパクトディスク（LP盤を含む）	70円
録音テープ	50円

- 3 商業用レコードを公衆に貸与することを業とする者が年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、1店舗を単位として、下表により算出する額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。なお、月間貸与回数とは、1店舗あたりの商業用レコードの月間の平均貸与回数をいう。

区分	月間貸与回数	月額使用料
1	2,500回未満	90,000円
2	2,500回以上、3,000回未満	110,000円
3	3,000回以上、4,000回未満	140,000円
4	4,000回以上、5,000回未満	180,000円
5	5,000回以上、6,000回未満	220,000円
6	6,000回以上、7,000回未満	250,000円
7	7,000回以上、8,000回未満	280,000円
8	8,000回以上、9,000回未満	320,000円
9	9,000回以上、10,000回未満	360,000円
10	10,000回以上、11,000回未満	400,000円

月間貸与回数が11,000回以上の場合の使用料は、11,000回までを増すごとに、区分10の金額に、40,000円を加算した額とする。

月間貸与回数の算出にあたっては、貸与1回あたり次の換算率を乗ずる。

コンパクトディスク（LP盤含む）	1
シングル盤（シングルCDを含む）	0.5
録音テープ	1

（業務用通信カラオケに関する利用許諾）

第15条 業務用通信カラオケに関する利用許諾の使用料は、次の及びによりそれぞれ算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とする。本節において、使用料には複製（ただし、映像とともに複製される場合を除く）及び公衆送信に係るものを含むものとする。

基本使用料

（1）基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数（業務用通

信カラオケにおいてそのリクエストのために1 データごとに付与しているコードの総数をいい、使用料の算出にあたっては当該コード数に97%を乗じた数をいう)によって1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、下表より算出する額に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。

アクセスコード数	月額使用料
500 コードまで	50,000 円
1,000 コードまで	100,000 円
2,000 コードまで	200,000 円
3,000 コードまで	300,000 円
4,000 コードまで	400,000 円
5,000 コードまで	600,000 円
6,000 コードまで	800,000 円
7,000 コードまで	1,000,000 円
8,000 コードまで	1,200,000 円
9,000 コードまで	1,400,000 円
10,000 コードまで	1,600,000 円
12,000 コードまで	1,800,000 円
14,000 コードまで	2,000,000 円
16,000 コードまで	2,200,000 円
18,000 コードまで	2,400,000 円
20,000 コードまで	2,600,000 円
20,000 コードを超える場合2,000 コードまでを増すごとに加算する額	200,000 円

(2) (1)によらない場合

カラオケ施設、社交場等の事業者が利用できる状態におかれている著作物の数によって1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、再生されるべき時間が5分までの著作物1曲につき200円とする。歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

利用単位使用料

(1) 利用単位使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

サーバ、端末機械等(以下名称を問わず「受信装置」という)1台につき1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、情報料を課すべき

受信装置1台あたりの月間の情報料の10%の額又は950円のいずれが多い額(情報料の14%の額が950円を下回る場合は、その額又は650円のいずれが多い額)に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。

(2)(1)によらない場合

業務用通信カラオケ事業者が、カラオケ施設、社交場等の事業所に設置された受信装置へのアクセスコードの入力に応じ、演奏に供する著作物を1曲1回提供する(公衆送信であるか複製物によるかを問わない)ごとに定めるものとし、その使用料は、再生されるべき時間が5分までの著作物1曲につき40円とする。歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

- 2 1 (1)及び1 (1)の規定を適用する場合において、月間の利用単位使用料の総額の25%の額が月額基本使用料を下回る場合の月額基本使用料は、アクセスコード数にかかわらず、その利用単位使用料の総額の25%の額とする。
- 3 前項を適用する場合において、月額基本使用料と月間の利用単位使用料の総額の合算額が50,000円を下回るときは、50,000円を当該月の使用料とする。
- 4 1 (1)の規定の「情報料」とは、業務用通信カラオケを利用するにあたり受信先において通常支払うことが必要とされる受信等に伴う対価(消費税を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない)をいう。
- 5 情報料が不明の場合は、業務用通信カラオケ事業者が得る受信装置1台当たりの情報料収入(いずれの名義をもってするかを問わない)に170%を乗じた額を情報料とすることができる。
- 6 1 (2)又は1 (2)の規定を適用する場合において、次のいずれかに該当するときは、それぞれ次のとおりとする。

再生されるべき時間が5分を超える場合は、5分までを超えるごとに、5分までの使用料に1 (2)の規定の場合は200円、1 (2)の規定の場合は40円をそれぞれ加算する。

歌曲において楽曲に著作権がない場合又は甲の管理外の場合は、1曲の使用料の6/12の額とする。

歌曲において歌詞が甲の管理外の場合は、1曲の使用料の6/12の額とする。
- 7 著作物の利用形態など特別の事情により本料率により難しい場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。

第 16 条 本規程の第 1 条乃至第 15 条の規程を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。

附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から 30 日を経た日から実施する。